

採用年度	種別	分科細目	採用番号
平成16年度	拠点形成促進型	新領域法学	16004

研究交流課題名 (和文) 21世紀の「開発支援と法」研究

(英文) “Development Assistance and Law” in the 21st Century

経費支給期間 平成16年4月1日 ~ 平成18年3月31日(24ヶ月)

実施組織

日本側実施組織

拠点機関	国立大学法人 名古屋大学
コーディネーター所属部局	法政国際教育協力研究センター
コーディネーター職・氏名(フリガナ)	教授 鮎京 正訓 (アイキョウ マサノリ)
協力機関数	

相手国側実施組織 1

国名	アメリカ合衆国
拠点機関	ウィスコンシン州立大学
コーディネーター所属部局	ロー・スクール付置東アジア法学研究センター
コーディネーター職・氏名	教授・研究センター長併任 Charles R. Irish
協力機関数	1 機関 (コーネル大学ロースクール付置法情報研究所)

相手国側実施組織 2

国名	スウェーデン
拠点機関	ルンド大学
コーディネーター所属部局	法学部
コーディネーター職・氏名	教授 Christian Hathen
協力機関数	1 機関 (Sida)

本年度の研究交流実績

(共同研究) 初年度であり、共同研究の体制整備と研究内容の具体化、研究計画を進めました。

研究成果

内外の関係者約 200 名が参加した 10 月のシンポジウム「開発における法の役割」では、戦後の各国の支援の軌跡と研究課題を特定しました。司法改革支援の成果をどのように評価すべきかを次のテーマとすることを決定し、法律専門家養成に必要な技能訓練を IT を利用して行うプロジェクトについても、共同研究会を開催し、すでに開発したツールを活用して研究を進めることが決まりました。法整備のためにどのような情報を世界的に共有すべきかについては、日本の活動を素材として、日米の研究者がアメリカで研究会を開催し、重層的な情報の共有とそれを可能にするシステム開発が必要であるという合意が得られました。ロシアで法が現実にもどのような機能を果たしているかに関する準備研究を日米で協力して進めることが決まり、準備会議を開催しました。これらの会議の記録は、その多くが英文で論文として刊行される予定です。

進捗・交流状況

研究のハブを運営するための運営委員会は、10 月に発足し、11 月にアメリカで日本の法整備支援に関する研究会を行いました。2005 年 4 月には、司法改革を評価する手法について検討する予備会議をアメリカで行い、2006 年 1 月にベトナムで世界銀行などの支援機関も参加して、国際会議に備えることが決定されました。技能教育(名古屋とウィスコンシン)、社会保障法(名古屋とルンド)、法令情報の解析(名古屋とコーネル)などの研究グループを組織し、それぞれ具体的な研究計画策定の作業を始めました。インターネットによるテレビ会議を行うための予備実験を行い、アメリカと日本の間ではほぼ実用のレベルであることを確認しました。

(セミナー)

過去の「法と開発」研究の総合的評価と将来の研究計画の策定に向けて

10 月 23-24 日国際シンポジウム「開発における法の役割」(名古屋市内で開催、内外から約 200 名参加): 戦後世界の法整備支援の歴史を検討し、法の支配や法による社会の民主化、法による経済発展などについて、先進国と支援対象国との共同研究の意義を確認し、具体的な課題を特定しました。

11 月 5 日 Japan and Law & Development in Asia (アメリカ、ウィスコンシン大学で開催、40 名参加): 日本の法整備支援を素材として、その長所と短所、課題等を検討しました。

12 月 10-11 日 シンポジウム「Using Technology for Global Legal Education」(名古屋大学で開催、内外から 30 名参加) 日米の法律職専門技能の教育実態を検討し、IT を導入した新しい技能教育の可能性について検討しました。ロシア、中国、韓国、タイの専門家も参加しました。

2005 年 3 月 21 日 セミナー「Doing Business in Russia: Does Law Matter?」ウィスコンシン大学のロシア法専門家 Kathryn Hendley 教授を招いて、日本のロシア法・社会主義法の研究者、企業の法務部職員、名古屋大学の留学生と市場経済移行期においてロシアで法がどのように使われているかを検討しました。

(研究者交流)

ハブを構成するアメリカのウィスコンシン大学、コーネル大学、スウェーデンのルンド大学との間でハブのネットワークを作り上げるため責任者、研究者が頻繁に交流し、研究テーマの設定、研究会の組織などを行いました。以下は、その一部です。

5月後半 ウィスコンシン大学アイリッシュ教授、キャチャー教授が相次いで名古屋大学を訪問、研究立ち上げのための打ち合わせを行いました。

9月後半 ハブのネットワーク立ち上げのため、名古屋大学関係者は分担して、ウィスコンシン大学、ルンド大学を訪問、詳細な検討は10月の名古屋でのシンポジウムで実施しました。

3月 名古屋からコーネル大学を訪問、法令英訳に関するIT技術に関するセミナーと交流を実施しました。

年度計画の達成状況(自己評価)

ウィスコンシン、コーネル、ルンド大学との間で法整備支援に貢献できる研究を推進するための共同研究運営委員会は、2004年10月に発足しました。この委員会は、2006年1月に司法改革の評価をテーマにした会議をベトナムで開催することを決定し、そのための準備研究会を2005年4月末にウィスコンシン州マディソンで開催する準備を進めています。スウェーデンのルンド大学でフォローアップの研究会を開催することもほぼ合意されました。研究ハブにドイツ、フランス、オーストラリアの大学を加える交渉も進んでいます。連携体制構築は、予定以上に行われ、研究成果も英文で刊行されつつあります。研究者レベルのペアを構築する作業も法学と情報科学の両方の領域で進んでいます。

次年度以降の展望(計画目標の達成に向けた課題)

このプロジェクトは、拠点の本格的形成を目的としており、今年度の成果に基づいて、法支援学を国際的な協力の下で形成するため、研究課題の特定(たとえば、司法改革が成功したかどうかをどのようにして判定するのかなど)を行います。あわせて、2006年1月のベトナムにおける国際シンポジウムを行い、発展途上国に提供できるような成果資料の取りまとめを目指します。また、法整備支援を有効に機能させるための研究者・実務家のネットワークを形成し、これを安定して運用できるようなIT支援体制の整備を目指します。